

## 「博士論文の内容を要約したもの」等 作成ガイドライン

平成26年4月30日

大学院教務入試制度委員会

改正 平成27年11月19日

「博士論文の内容を要約したもの」等の作成にあたっては、差し支えない範囲において可能な限り多くの学術成果をインターネット公表するため、以下の点に留意してください。

1. 「博士論文の内容を要約したもの」等は、博士論文提出時に一緒に提出した「論文の内容の要旨」とは別のものです。「論文の内容の要旨」と同一内容のものを「博士論文の内容を要約したもの」等として提出することはできません。

2. 「博士論文の内容を要約したもの」等の構成は、下記のとおりとしてください。

(1) 表紙

(2) 目次

(3) 本文

(4) 参考文献一覧

(5) 論文の内容の要旨

※(1)(2)(4)は博士論文と同一のものとする。

※(5)は、博士論文提出時に一緒に提出した「論文の内容の要旨」と同一のものとする。

3. 上記(3)の「本文」は、「博士論文の全文を公表できない場合のガイドライン」に基づき、博士論文本体からインターネット公表に差し支えある部分を除いたものです。「本文」を適宜章や節などに分けてもかまいません。また註を付すこともできます。

※博士論文の全部が、すでに出版されていて全文公表できない場合は、その旨記述し、刊行された著作の書誌事項(著者名、題名、出版社、出版年、ISBNなど)を記載したものを「本文」としてください。すでに出版契約がされている場合も、これに準じてください。

※いまだ出版契約に至らないものの、近い将来において刊行される期待があるものについては、「5年以内に出版予定」と記し、博士論文の中の刊行に支障が生じない範囲を「本文」としてください。(ただし、差し支えがある場合は、5年以内に出版予定である旨記述したもののみを「本文」としてください。)